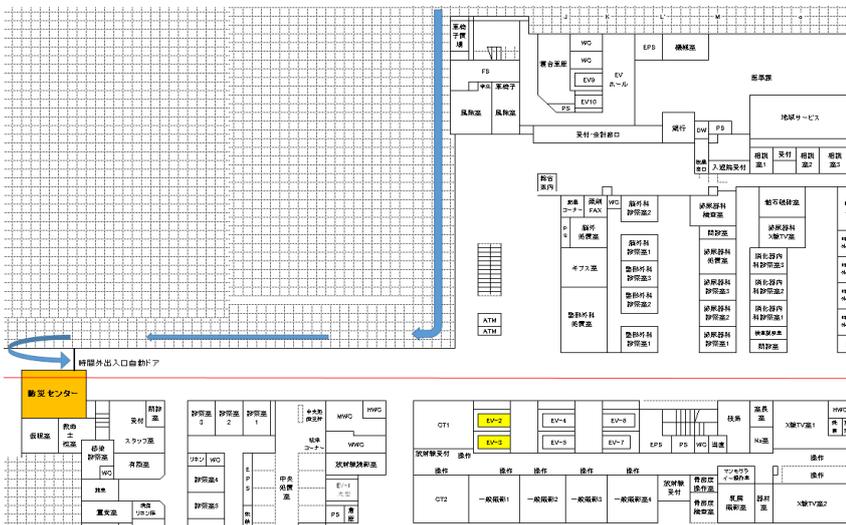


【医薬情報提供活動規定】

薬剤部への MR 訪問規定を下記に定める

1. DI 室への訪問はアポイント不要。
DI 室以外の薬剤師に対してはそれぞれアポイントを取得して対応すること。
2. 訪問日は原則、月・水・金曜日の 14 時から 17 時迄とする。
3. 訪問は 1 階防災センターにて記帳を行い、「**薬剤部用訪問許可証**」を受け取り、各製薬会社名札と共に身に付けてから入館すること。
4. 同行許可申請は不要とするが、同行者は 1 階防災センターにて記帳を行い、「**同行者用訪問許可証**」を受け取り、担当者と行動を共にすること。



1 階防災センター入口から入館し、EV2 又は EV3 を使って薬局がある 2 階へどうぞ。コンビニと薬局の間の扉にセキュリティーカードをかざして進入し、通路奥の MR 室にて情報提供を行ってください。

5. 訪問許可証は、薬剤部用 10 人分、同行者用 5 人分としているが、同行者用訪問許可証は医師へのアポイントがある場合の同行者も兼ねるため、長時間使用することが無いよう注意すること。
6. 薬剤の宣伝は、薬剤発売日以降に宣伝許可申請を薬剤部に提出し、許可を得てから宣伝すること。許可なく宣伝することは禁止とする。
7. 緊急的な事例の発生、重大な副作用発現等があった場合には、訪問日に関係なく至急連絡を行うこと。
8. 市販後調査、市販直後調査、副作用調査を行う場合、必ず事前に DI 室担当者まで連絡を行うこと。

注意：医師への訪問活動はアポイントが必要であり、別紙訪問規定を確認して医薬情報提供活動を行うこと